

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）  
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）  
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事 務	法律	事 務
協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）	この法律（第四十五条の二第三項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）	この法律（第四十五条の二第五項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務
（略）	（略）	（略）	（略）